

別表2

新築住宅の設計並びに建設住宅性能評価料金は次のとおりとする。(室内空气中の化学物質の濃度等を除く)
(単位:円、税込)

評価種別	建物種別	一戸建住宅			共同住宅等		
		200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上	500㎡未満	500㎡以上	
設計住宅性能評価	設計住宅性能評価手数料 (関西住宅品質保証で建設住宅性能評価を行う場合)	60,500	71,500	別途見積	別途見積	$(S \times 8,800 + 99,000 + M \times 4,400) \times W$	
	設計住宅性能評価手数料 (関西住宅品質保証で建設住宅性能評価を行わない場合)	66,000	77,000				
	変更設計住宅性能評価手数料 ^{*9}	33,000	38,500			別途見積	
	住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証付き住宅の設計住宅性能評価手数料	業務量が約2~4割削減	59,400			69,300	$(S \times 8,800 + 99,000 + M \times 4,400) \times W$
		業務量が約4割以上削減	52,800			61,600	
建設住宅性能評価	建設住宅性能評価手数料 (関西住宅品質保証で設計住宅性能評価を行っている場合)	108,900	119,900	別途見積	別途見積	$(N \times A + M \times 4,400) \times Y + M \times 5,500$	
	建設住宅性能評価手数料 (関西住宅品質保証以外のものが設計住宅性能評価を行っている場合)	133,100	144,100			$(S \times 8,800 + 99,000 + M \times 4,400) \times W + (N \times A + M \times 4,400) \times Y + M \times 5,500$	
	変更建設住宅性能評価手数料	36,300	41,800			$(A + M \times 4,400) \times Y + M \times 1,100$	
	再検査手数料	36,300	41,800			A × Y	
	型式住宅部分等製造者認証付き住宅の検査回数1回減あたりの手数料の減額	18,700	19,800			A × Y	

*1 S:評価対象戸の延べ面積から500㎡を減じ、200㎡で除した数値

*2 M:評価対象戸数

*3 N:検査回数(N=4(3階以下)、N=5(4~9階)、以降7階毎にNは1づつ増加する)

*4 A:検査手数料(下表による)

*5 W:設計評価係数(下表による)

*6 Y:建設評価係数(下表による)

*7 500㎡未満若しくは30戸未満の共同住宅は個別見積りとする。

*8 300戸以上若しくは30,000㎡以上の共同住宅は個別見積りとする。

*9 一次エネルギーの再計算が必要な場合等、等級表示に変更がない場合においても、変更設計住宅性能評価手数料を申し受ける場合があります。

*10 8 音環境評価を行う場合、設計住宅性能評価手数料は「 $(S \times 8,800 + 99,000 + M \times 5,500) \times W$ 」となります。

A(検査手数料)の単価

500㎡以上	1,000㎡未満	49,500	8,000㎡以上	10,000㎡未満	93,500
1,000㎡以上	2,000㎡未満	55,000	10,000㎡以上	12,000㎡未満	99,000
2,000㎡以上	3,000㎡未満	60,500	12,000㎡以上	14,000㎡未満	104,500
3,000㎡以上	4,000㎡未満	66,000	14,000㎡以上	16,000㎡未満	115,500
4,000㎡以上	5,000㎡未満	71,500	16,000㎡以上	18,000㎡未満	121,000
5,000㎡以上	6,000㎡未満	77,000	18,000㎡以上	20,000㎡未満	126,500
6,000㎡以上	7,000㎡未満	82,500	20,000㎡以上	30,000㎡未満	132,000
7,000㎡以上	8,000㎡未満	88,000			

W(設計評価係数)及びY(建設評価係数)の値

評価対象戸数	Wの値	Yの値
30戸以上 45戸未満	1.00	1.00
45戸以上 75戸未満	0.95	1.00
75戸以上 95戸未満	0.95	0.90
95戸以上 140戸未満	0.90	0.90
140戸以上 155戸未満	0.85	0.90
155戸以上 180戸未満	0.85	0.85
180戸以上 215戸未満	0.80	0.85
215戸以上 260戸未満	0.76	0.85
265戸以上 285戸未満	0.72	0.85
285戸以上 300戸未満	0.68	0.85

別表3

建設住宅性能評価における室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定業務の料金は次のとおりとする。

(すべて一住戸あたりの料金、税込)

測定物質 住戸数 ^{*1}	①ホルムアルデヒドのみ	②ホルムアルデヒド+VOC4種 ^{*2}
1	36,300円	72,600円
2	30,250円	60,500円
3~5	29,040円	55,660円
6~10	26,620円	53,240円
11以上	24,200円	48,400円

*1 同一場所で、同一時期に測定できる住戸の数を指す

*2 VOC4種とは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを指す

別表4

既存住宅の建設住宅性能評価料金は次のとおりとする。

①現況調査に係る料金

【共同住宅】

○共用部分

(税込)

延べ面積	設計図書等がある場合	設計図書等がない場合
2,000㎡未満	181,500円	242,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	302,500円	363,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	423,500円	484,000円
10,000㎡以上20,000㎡未満	605,000円	726,000円
20,000㎡以上	別途見積	別途見積

○専用部分

(1戸あたりの金額、税込)

延べ面積	設計図書等がある場合	設計図書等がない場合
200㎡未満	60,500円	60,500円
200㎡以上	別途見積	別途見積

【戸建住宅】

(税込)

延べ面積	設計図書等がある場合	設計図書等がない場合
200㎡未満かつ2階建の住宅	96,800円	121,000円
上記以外の住宅	別途見積	別途見積

(オプション)

(税込)

	特定現況調査	図面作成
全住戸	72,600円	60,500円

②個別性能評価に係る料金

(税込)

選択項目	一戸建住宅			共同住宅等		
	新築時住宅性能評価書無		新築時 性能評価書 有	新築時住宅性能評価書無		新築時 性能評価書 有
	設計図書有	設計図書無		設計図書有	設計図書無	
1. 構造の安定	49,500円	別途見積	27,500円	別途見積	別途見積	別途見積
2. 火災時の安全	8,800円	8,800円	5,500円	13,200円	別途見積	6,600円
4. 維持管理	—	—	5,500円	—	—	6,600円
5. 温熱環境	49,500円	別途見積	27,500円	49,500円	別途見積	27,500円
6. 空気環境	8,800円	8,800円	6,600円	13,200円	13,200円	6,600円
7. 光・視環境	8,800円	8,800円	6,600円	13,200円	26,400円	6,600円
8. 高齢者(共用)	—	—	—	8,800円	別途見積	6,600円
(専用)	8,800円	8,800円	6,600円	8,800円	別途見積	6,600円

* 新築時に当機関以外で建設住宅性能評価書を取得している場合には22,000円(税込)の追加料金とする。

別表5

長期使用構造等確認料金は次のとおりとする

●戸建住宅

(税込)

性能評価の有無	一般住宅	住宅型式性能認定又は型式住宅部分 等製造者認証付き住宅
設計性能評価と 併せて長期確認(※)	7,700円	7,700円
長期確認(新築住宅)	71,500円	71,500円
長期確認(増築・改築)	別途見積	別途見積

(※)別表2に加算する手数料

●共同住宅等

面積・戸数等により個別に決定する。

別表6

①出張費

建設住宅性能評価における現場検査の実施に関し、原則として弊社事務所からの距離区分(以下、距離の区分)を以下のとおり定め、検査ごとに検査を行う当機関の職員(評価員を含む)1名につき、出張費を以下のとおり定める。

距離の区分	出張費
概ね50km～70km	7,700円
概ね70km～100km	11,000円
概ね100km以上	16,500円+距離加算費 ^{*1}
島しょ部等	都度取り決めることとする

(税込)

- *1 距離加算費は、距離に応じて都度取り決めることとする。
建設地までの往復の移動に6時間以上要する場合、上表の出張費に加算される宿泊費を、職員(評価員を含む)1名につき一泊あたり13,200円(税込)と定める。
但し、地域的または時期的な要因により、1泊あたりの料金を増額することができる。

②休日割増料金

申請者との協議により休日(土日、祝日、年末年始)に建設住宅性能評価の業務を行う場合には、別表2のA(検査手数料)にY(建設評価係数)を乗じた金額に3割～10割を休日割増として増額することができる。

③延長割増料金

申請者の非協力その他当機関に帰することのできない事由により設計住宅性能評価の業務期日が延期したときは、別表2に規定する設計住宅性能評価手数料にW(設計評価係数)を乗じた金額に3割～10割を、また、長期使用構造等確認の業務期日が延期したときは、別表5に規定する料金に3割～10割を追加徴収することができる。

別表7

評価料金等の減額率

評価料金を減額する場合の減額率の上限は以下に掲げるとおりとする。
複数の要件に該当する場合には、重複して適用としない。

第31条各号	減額をするための要件	適用する業務	減額率 上限
(1)	住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る評価等の業務の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当機関が当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	評価等の業務	40%
(2)	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る評価等の業務の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当機関が当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	評価等の業務	
(3)	戸建住宅にあつては直近2年以内に50戸以上の評価等の業務実績があり、また共同住宅にあつては直近2年以内に複数棟の評価等の業務実績があり、今後も一定数の申請が見込め、評価等の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。なお、本規定は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の実績についても準用する。	評価等の業務	
(4)	共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、評価等の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。	評価等の業務	
(5)	一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。	建設住宅性能評価業務	
(6)	あらかじめ当機関が定める日又は期間内に評価等の業務の申請を行ったとき。	評価等の業務	
(7)	当機関が指定したコンピューターソフトウェア等により、申請に必要な図書等が作成されており、審査の効率化が見込めると当機関が判断したとき。	評価等の業務	
(8)	地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。	評価の業務	
(9)	評価等の業務の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。	評価等の業務	
(10)	建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査をおこなうとき。	建設住宅性能評価業務	